

小田原市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき指定管理施設監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月27日

小田原市監査委員	数	馬	勝
小田原市監査委員	近	藤	正道
小田原市監査委員	鈴木	敦	子

令和5年度指定管理施設監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査

第3 監査の対象

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行
- 3 施設の管理及び運営

(令和4年度執行分を対象とするが、市の指定事務は令和元年度以後のもの、施設の管理・運営は令和3年度及び5年度を含む。)

対象施設	小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター (小田原市栄町一丁目1番15号)
所管課	図書館(小田原駅東口図書館)及び 子育て政策課(おだびよ子育て支援センター)
指定管理者	ゆうりん・おだたんグループ

第4 監査の目的

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行が法令に適合し、かつ、正確であるか
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われているか
- 3 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、施設の特性、委託する事務の内容を踏まえて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	着眼点
1	指定管理に関する手続が適正に行われないリスク	[所管課] ・ 指定管理者の指定手続は適正か ・ 協定書の内容は適正か
2	施設の目的が達せられないリスク	[指定管理者・所管課] ・ 利用状況や事業内容は施設の設置目的どおりか
3	利用者の安全が確保されないリスク	[指定管理者] ・ 利用者の安全が確保されているか [所管課] ・ 監督体制がとられているか

4	個人情報 that 適正に管理されないリスク	[指定管理者] ・ 個人情報は適正に取り扱われているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか
5	施設目的・指定目的に沿った経理・契約がされないリスク	[指定管理者] ・ 指定施設の管理に係る経理はその他の業務に係る経理と区分されているか ・ 会計処理は適正か [所管課] ・ 指定管理料の支出事務は適正か ・ 監督責任を果たしているか [指定管理者・所管課] ・ 第三者へ再委託している場合は、内容・手続は適正か
6	指定管理者による管理・運営のメリットが発揮されないリスク	[指定管理者] ・ 民間事業者の創意工夫が発揮され、良質な公共サービスの提供がもたらされているか ・ 利用者等の声が把握されているか
7	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	[指定管理者・所管課] ・ 協定書等に定める評価・報告を行っているか [所管課] ・ 報告されたものを評価し、事業の見直し・改善を行っているか

第6 監査の実施内容

指定管理施設に関する決裁文書、協定書、事業計画書、事業報告書、収支報告書、帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、市関係職員及び指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行は重要な点において法令に適合し、正確であり、また、指定管理者の出納その他の事務の執行は重要な点において当該施設の指定管理の目的に沿って行われていると認められた。

[除外事項]

(1) 収支決算書の検証について

指定管理者から提出された令和4年度収支決算書について、小田原駅東口図書館分においては、そのうち一部の項目について予算額と決算額に乖離が生じたが、市は原因を追究していなかった。また、おだびよ子育て支援センター分においては、決算規模からすると大きなものではないが、計数に誤りがあった。

収支決算は施設の指定管理の在り方や指定管理料の見直しをするための基礎となる情報であり、その内容について検証する必要がある。なお、収支差額が発生した場合は、その他経費等に計上して収支を一致させることなく決算書に明記しなければならない。

上記のほかに、利用者の安全の確保について意見があるので、以下に記載する。

小田原駅東口図書館において利用者の安全を確保する体制は一定の整備がされているが、例えば館内での人的トラブルの発生に対処するため防犯ブザーを備えるなど、体制について改めて確認する必要がある。

2 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおり改善を要するものとして指摘すべき事項が認められた。

(1) 効果測定 of 指標に係る目標値の設定について

小田原駅東口図書館の主な役割は、広範な本や情報の収集・提供、子供や若い世代の読書活動の推進、文化情報発信や市民の文化活動の支援等であり、事業内容自体は施設の設置目的に沿っていると認められる。

効果測定 of 指標としては貸出数や新規登録者数等が想定されるが、小田原駅東口図書館は開館してからまだ3年余であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響等により基準となる数値が変動する可能性があることから、現在は目標値を設定していないとのことであった。しかしながら、事業の効果はどの程度あったのか、どのように事業を改善すれば良いのかなど、目標値に照らして評価するために、設定時点で想定される根拠に基づいて目標値を設定することは必要だと考える。